

(参考)

個人番号（マイナンバー）に関する本人確認に必要な書類の組合せ

パターン	番号確認書類	+	身元確認書類
① 個人番号カードをお持ちの方	個人番号カード(裏面)	+	個人番号カード(表面)
又は			
② 通知カード※をお持ちの方	通知カードの写し	+	以下のうち、 いずれか1点の写し (顔写真付きの公的書類の写し) ・運転免許証、運転経歴証明書 ・パスポート ・身体障害者手帳、精神障害者保健福祉手帳、療育手帳 ・在留カード、特別永住者証明書
又は			
③ ①や②のパターンではない方 〔個人番号カード及び通知カードをお持ちでない方〕	個人番号（マイナンバー）が記載された住民票の写し（コピー不可）又は個人番号（マイナンバー）が記載された住民票記載事項証明書（コピー不可）	+	上記書類の提出が困難な場合、以下のうち、 いずれか2点の写し (顔写真無しの公的書類の写し) ・公的医療保険の被保険者証 ・年金手帳 ・児童扶養手当証書、特別児童扶養手当証書 等

※ 通知カードの記載事項（氏名、住所、生年月日、性別、個人番号）を変更すべき事由が発生しておらず、記載事項に変更がない場合、または、デジタル手続法の施行日（令和2年5月25日）以前に通知カードの変更手続が完了している場合に限る。

<問合せ先>
神奈川県福祉子どもみらい局福祉部地域福祉課
福祉介護人材グループ
電話：045-210-4768（直通）